

## 展示会・ファッションショーに関するお願い

神戸 西神オリエンタルホテルでは展示会・ファッションショー開催に関して、「宴会場利用規約」に併せて下記の通り規約を設けております。

### 1. 事前打合せのお願い

- ① 主催者は展示会レイアウトを決定される前に、催物に関する法令等に基づきホテル担当者と細目にわたりお打合せ願います。
- ② 設営はホテル指定施工業者をご利用くださいますようお願いいたします。お客様が直接ホテルの指定業者以外の業者に依頼される場合は、事前にホテルにご連絡いただき了解を得て、後にご注文なさってください。(ホテルの事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なさることはご遠慮願います。)
- ③ 搬入、搬出及び施工の貴社施工担当責任者、施工業者名、運送業者名、車種及び運搬車台数、設営業者名、設営要員数及び徹夜作業員(仮宿泊者含む)を前もってお知らせ願います。
- ④ 主催者は施工日より 10 日前までにホテル担当者へ、会場平面図及び電気配線施工図を各 2 部ご提出ください。図面提出時にホテル側技術員と電機配線に関してお打合せ願います。
- ⑤ 宴会区域へ設置される看板、案内板等につきましては、その場所、時期、寸法表示内容につき事前に係員とお打合せ願います。宴会場区域以外の案内看板は固くお断りいたします。

### 2. 搬入(出)時・会場設営時のお願い

- ① 当日、入管手続きは、地下 1 階防災センターに届け出の上、入館バッジをお受け取りください。
- ② 設営機材及び展示品の搬入、搬出の際、貴社施工責任者は開始前にご来館の上、完了迄ご監督ください。設営要員は当方用意のバッジをつけ、節度ある服装にて施工くださるようお願いいたします。なお、休憩所、喫煙所、手洗所は当方にて指定させていただき、施工に要するスペース以外の営業スペースの立入りは、ご遠慮願います。
- ③ 搬入、搬出の開始及び終了時刻は打合せどおりをお願いいたします。ただし、ホテルの都合により、搬入、搬出時刻の変更をお願いする場合がありますので予めご了承ください。なお搬入・搬出の経路はホテルが指示させていただくとおりをお願いいたします。
- ④ 搬入、搬出及び設営の際は建物・カーペット・什器備品を損傷しないよう予め、板、もしくはキャンパスなどの保護用具を敷くなど十分な処置を行ってください。カーペット・壁・天井へのガムテープの使用は一切できません。
- ⑤ ご利用期間中(搬入、施工、搬出時を含む)の室内掃除は、主催者側にてお願いいたします。飾り付け及び展示会終了後、荒ごみ、段ボール箱等は、主催者側にて片付けるようお願いいたします。
- ⑥ 会場内の管理と出品物の保全につきましては、主催者側の責任においてお願いいたします。会場内での宿泊の場合寝具等についての実費は主催者側にてご負担いただくようお願いいたします。
- ⑦ エレベーターを使用する場合、現場係員の指示があった場合はこれに従ってください。

機 種 \ 積載制限	最大積載量	出 入 口	収容可能範囲
No.5 号機 エレベーター	3,200kg	1,700(幅)×2,300(高さ)	2,350(幅)×2,600(奥行)×2,300(高さ)
No.6 号機 エレベーター	1,150kg	1,000(幅)×2,100(高さ)	1,350(幅)×2,000(奥行)×2,100(高さ)

- ⑧ 館内に損傷を与えると予想される施工につきましては、事前にお断り、又は解約いたす場合もございますのでご了承ください。パブリックスペースには、段ボールその他一切の物品を置かぬ様お願いいたします。  
万一設置されました場合も直ちに撤去をお願いすることになります。
- ⑨ 資材(木材及び板製材料)は展示室搬入口を損傷しない運搬可能なサイズに限られております。会場内での設営は、組立て、補修作業程度にとどめ、大規模な工作作業、ペンキ塗りは予め完了のうえ搬入願います。
- ⑩ 床、壁、天井等に釘類の打ち込みは如何なる場合もお断りいたします。なお天井壁面より 10cm 以上の間をあけて施工してください。
- ⑪ 施工過程に於ける騒音防止については、特にご注意いただき状況によりましては作業を中止していただきます。

### 3. 催物に関する法令

- ① 再物会場の装飾材料は必ず防災処理済みのものをご利用ください。(消防法施行令第 4 条の 3)
- ② 消防署の許可なくして危険物の持ち込み、裸火の使用はできませんので、必ず許可申請を行ってください。(火災予防条例第 24 条の第 1 項)
- ③ 消防、消化、避難、通報の設備、標識、器具の移動やいんぺいは禁じられております。(消防法第 17 条及び条令 49 条)
- ④ 主催者は催物開催届と危険物、裸火の許可申請書「所定の用紙(ホテル用意)」を各 2 部当ホテル防火管理者と宴会部の許可を得たうえで、神戸市西消防署へ開催 10 日前迄に主催者の手でご提出願います。(消防署の要請)